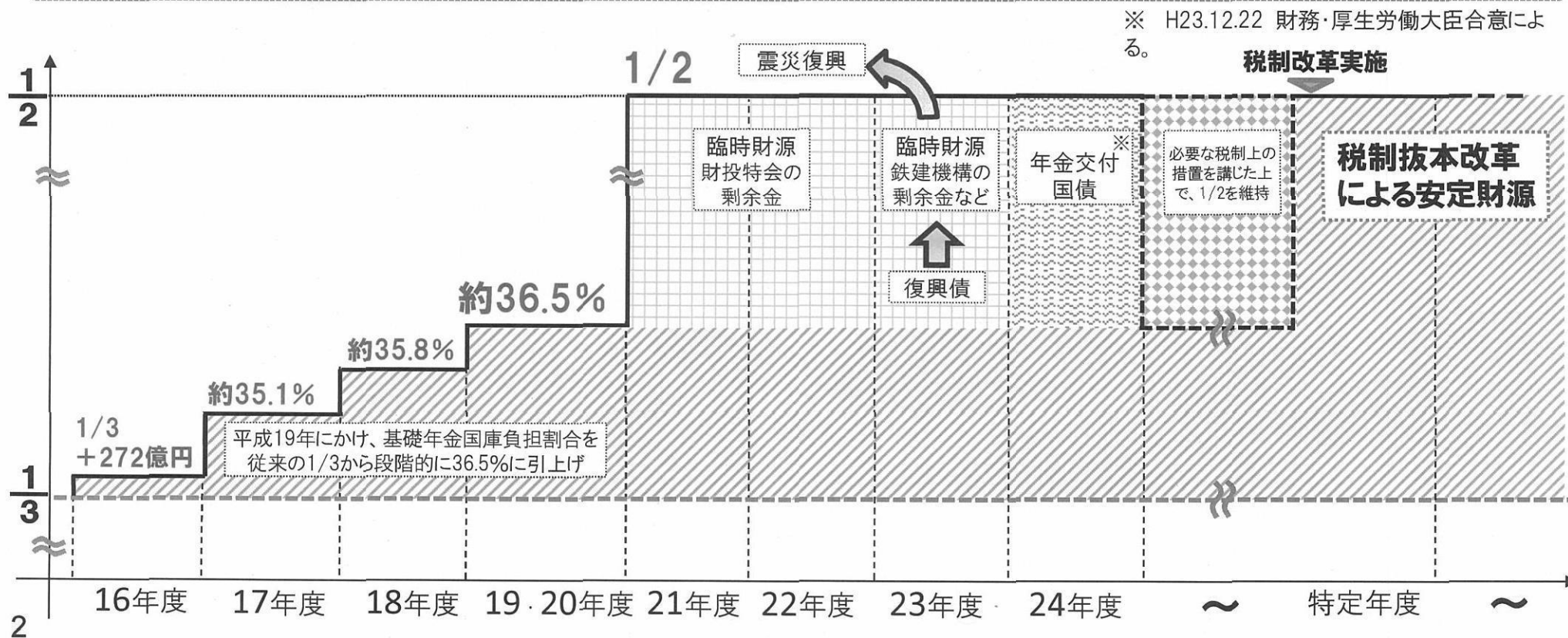


基礎年金の国庫負担及び 物価スライド特例水準解消

基礎年金国庫負担1/2の実現について

- 16年度から19年度にかけて基礎年金国庫負担割合を、従来の「1/3」から段階的に「36.5%」に引き上げ。
- 21年度・22年度は、臨時財源（財政投融资特別会計の剰余金）により、「1/2」を実現。
- 23年度当初予算では、臨時財源（鉄道建設・運輸施設整備支援機構の利益剰余金など）により、「1/2」を維持することとしたが、東日本大震災の発生に伴い、これらの財源が震災復興費用に転用された。一方で、第3次補正予算案では、こうした経緯に鑑みて、当該2.5兆円分を改めて計上し、復興債で補てんすることとした。
- 24年度は、「平成24年度以降の基礎年金国庫負担の取扱い等について」（H23.12.22財務・厚生労働大臣合意）において、税制抜本改革により確保される財源を充てて償還される年金交付国債により「1/2」を確保するものとしている。
- 25年度から税制抜本改革実施の前年度までの年度は、必要な税制上の措置を講じた上で「1/2」を維持するよう、法制上・財政上の措置を講ずるものとしている。
- 税制抜本改革の実施によって安定財源が確保された年度以降は、恒久的に国庫負担「1/2」を実現。



平成24年度以降の基礎年金国庫負担の取扱い等について(財務大臣・厚生労働大臣合意)

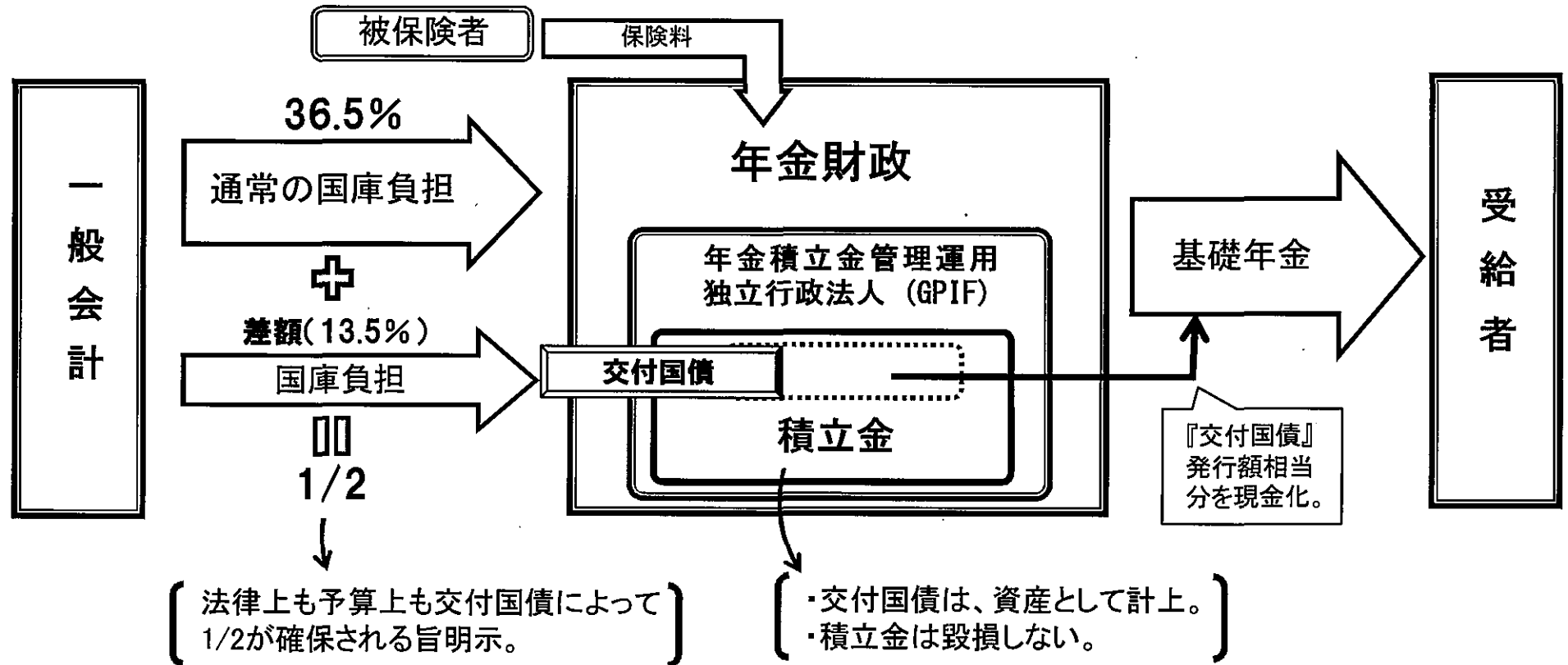
1. 平成24年度の基礎年金国庫負担割合は、歳出予算(36.5%分)と税制抜本改革により確保される財源を充てて償還される「年金交付国債」(仮称。以下同じ。)により2分の1を確保するものとし、このことを法律上・予算上明確にする。
2. 平成24年度の年金差額分の国庫負担を行うための「年金交付国債」については、具体的には、以下による。
 - ① 政府は、平成24年度の年金差額分と運用収入相当額(譲渡可能な国債での運用により得られる収益と同等になるよう算定)とを合算した額の「年金交付国債」を発行する。
 - ② 「年金交付国債」の具体的な償還スケジュール等は、税制抜本改革の具体案の決定を受けて、決定する。
 - ③ 「年金交付国債」の償還財源には、税制抜本改革により確保される財源(消費税込)を充てる。償還は、税制抜本改革の実施後において、毎年度、予め定める一定額を限り行うことができるものとし、政府は、償還の請求を受けた場合は、速やかに償還に応じるものとする。
 - ④ 年金財政の安定的な運営に著しい支障が生じるおそれがある場合など、財務・厚生労働両大臣が協議の上で特に必要と認めるときは、予算で定めるところにより、③で定める毎年度の上限額を超えて「年金交付国債」を償還することができるものとする。
3. 平成25年度から税制抜本改革により安定財源を確保するまでの間の年金差額分の取扱いは、現行法の「必要な税制上の措置を講じた上で国庫の負担とするよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずる」との規定に沿って、引き続き検討する。
4. 過去繰り延べられて未返済となっている年金の国庫負担分の返済に必要な財源の確保策について、引き続き検討する。

平成23年12月22日

年金交付国債と基礎年金国庫負担1/2の仕組み

- 平成24年度の基礎年金国庫負担は、1/2とする。(予算関連法案として提出)
- 具体的には、36.5%分は、通常の国庫負担で、
1/2と36.5%の差額分は、『年金交付国債』(2.6兆円+運用収入見込み分)をもって負担。
※ 運用収入見込み分は、一般の国債の運用収入と同等になるように設定。
- 『年金交付国債』の具体的な償還(=現金化)スケジュール(何年間で償還するか、毎年いくらずつ償還するか等)は、消費税増税の具体案の決定に併せて、別に法制化。(予算非関連法案)

法律・予算に明記



平成24年度の年金額について

平成24年4月からの年金額(通常物価スライドの実施)

- 平成24年度の年金額は、平成23年の物価が下落の見込みであることから、平成23年度に比べて0.3%程度引下げの予定(平成24年4月分(6月支払い)から実施)。

※ 平成24年度の年金額は、平成22年平均の消費者物価指数に対する平成23年平均の消費者物価指数の比率等を基準として、平成23年度末に定める政令によって改定する予定。

平成24年10月からの年金額(特例水準の解消)

- 特例水準2.5%分を3年間で解消するため、平成24年10月分から年金額をさらに0.9%引き下げる方針(平成24年通常国会に、必要な法案を提出予定)。

(参考) 社会保障・税一体改革素案(平成24年1月6日)

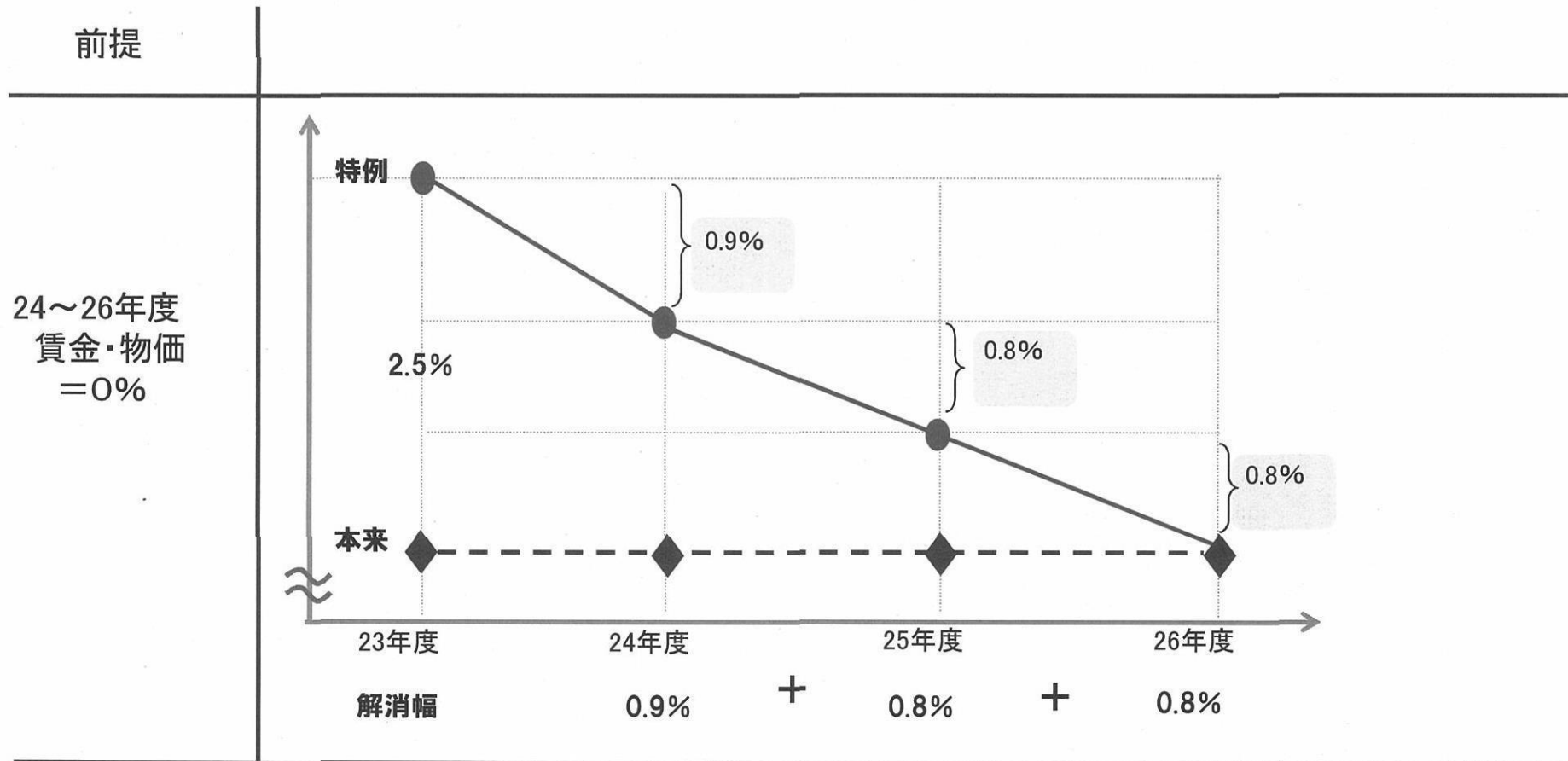
(4) 物価スライド特例分の解消

- かつて特例法でマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたこと等により、2.5%、本来の年金額より高い水準の年金額で支給している措置について、早急に計画的な解消。今の受給者の年金額を本来の水準に引き下げること、年金財政の負担を軽減し、現役世代(将来の受給者)の将来の年金額の確保につなげるとともに、その財源を用いて社会保障の充実を図るものとする。

☆ 平成24年度から26年度の3年間で解消し、平成24年度は10月から実施する。

☆ 平成24年通常国会に法案を提出する。

(参考) 特例水準解消のイメージ(3年で2.5%解消)



○ 年金額の推移

23年度	24年度(※)	25年度	26年度
65,741円	64,941円	64,400円	63,866円
	▲800円	▲541円	▲534円

※ 平成24年度の年金額については、平成23年の物価下落(0.3%見込み)を織り込んだもの